
奈良

生駒市:福祉事務所の課長を減給処分 /奈良

生駒市での監査請求を巡り、市が監査委員に提出した弁明書の写しが昨年12月、監査請求した本人に渡っていた問題で、市は23日、請求者に写しを手渡していたとして、50代の福祉事務所の課長を22日付で減給10の1(3カ月)の懲戒処分にしたと発表した。

市によると、この課長は市役所窓口で請求者とやりとりする中で、弁明書について知っていたため、写しを渡してしまったという。この問題で市は2月、行政保有情報適正管理体制確立委員会を設置。課長自ら渡したことを申し出たという。【熊谷仁志】

毎日新聞 2012年3月24日 地方版